

2019年2月5日

事業者の皆さまへ

クリアウォーターOSAKA 株式会社

### 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて

消費税法、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が2019年10月1日から施行され、改正後の消費税及び地方消費税の税率が10%になることから、当社の入札における取扱いを定めましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 入札

2019年3月31日までに当社で執り行う入札の予定価格、最低制限価格は、2019年10月1日以降新消費税率10%が適用される契約であっても、現行の消費税率8%で積算し設定します。

入札に参加される方は、消費税法及び地方消費税法にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。

#### 2 契約締結

現行の消費税率8%で契約締結を行い、2019年10月1日以降新消費税率10%が適用される契約については、2019年10月1日以降、契約変更により消費税法及び地方消費税法の増額分について契約金額の変更を行います。

#### 3 入札・契約担当

クリアウォーターOSAKA 株式会社 総務部経理課

TEL : 06-6121-6026